

**平成27年度**

**事業計画**

(平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日)

# I. 北見市社協の事業推進方針

## はじめに

本会は、平成18年の1市3町の社協合併により誕生し、この3月3日で10年目に入りました。この間、それぞれの地域の取り組みを大切にしながら、町内会・自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア、行政など様々な機関・団体・関係者と連携し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の推進に努めてまいりました。

しかし、この間、市内では約7千人もの人口が減少する一方、高齢化や核家族化が進み、1世帯当たりの人員数は2人を割り込むまでに至りました。こうした地域や家族の変容は、人々のつながりや絆を弱め、地域における暮らしの不安を広げています。特に、様々な生活課題を抱えながら地域の中で孤立し、生活困窮に至るリスクを抱えた人々が増えていることから、公的な制度と共に、暮らしを重層的に支えるセーフティネットを構築することが必要となっています。

さらに、本年4月から改正介護保険法が施行され、介護予防の一部が地域支援事業に移行されることとなりますが、北見市においては2年間の猶予期間の中で、住民同士による見守りや支え合い活動など住民参加型の在宅福祉サービスを拡充し、それぞれの地域に応じた新たな生活支援体制を構築することが課題となっています。

本会は、このような地域福祉を取り巻く課題に対応するため、これまで培ってきた様々な地域資源やネットワークを糧に、本所・支所機能を最大限活用し、地域福祉活動のより一層の充実・強化に努めてまいります。

なお、平成27年度は本会事業運営の指針となる「第2期地域福祉実践計画」の最終年度であることから、北見市と連携し、第3期5か年計画の策定するほか、地域に信頼される社協活動へのさらなる発展を期し、10周年記念事業に取り組んでまいります。

## 1 地域福祉事業の推進

高齢単身世帯や高齢者世帯が総世帯数の3割を超え、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者が急増しています。一方、町内会や自治会加入率は年々減少し、社会的な孤立や閉じこもり、人と人とのつながりの希薄化などにより生活課題が深刻化し、地域における福祉ニーズも複雑・多様化しています。

このような中、誰もが尊厳を重んじられ、様々なつながりの中で温かく包み込まれる「地域包括ケア」の仕組みを、それぞれの日常生活エリアごとに築くことが喫緊の課題となっています。

本会は、これまでも地域の声なき声に耳を傾け、地域の福祉課題や様々なニーズの発見と必要なサービス提供に努めてきましたが、介護保険法の改正を踏まえ、より一層住民同士による支え合い活動や地域に密着した生活支援サービスの強化に取り組むなど、地域包括ケアの一翼を担う地域福祉事業の推進に努めてまいります。また、日常生活エリアにおける地域福祉活動の拠点づくりを目的とした「いきいきふれあいサロン事業」や「ふれあい交流事業」の拡充を図るとともに、新たなサロンの立ち上げ

支援やその担い手となるボランティアの発掘と養成に取り組んでまいります。

さらに、市からの受託による除雪サービスなど要援護高齢者福祉サービス事業や重度身体障がい者移送サービス事業をはじめ、自主財源により取り組むふれあい食事会など地域に密着した高齢者福祉事業を推進してまいります。

福祉のまちづくりを進めるうえでボランティアへの期待と要請が高まっており、ボランティア市民活動センターにおける養成研修等の充実や情報提供、相談、コーディネートに取り組んでまいります。また、進んでボランティア活動に参加していただけるよう学校や地域における福祉教育を推進するほか、広報紙やホームページなど多様な広報媒体を活用した情報発信を行ってまいります。

第3期地域福祉実践計画については、第2期計画が掲げる「ともに支え合う、安全・安心・福祉のまちづくり」の理念を継承し、今後予想される様々な地域課題や福祉課題を踏まえた新たな本会運営の指針として、理事・評議員による策定委員会を設置し策定してまいります。

## 2 生活支援事業の推進

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が低下しても、社会の一員として住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう日常生活自立支援事業や成年後見支援センター事業を充実・強化してまいります。また、成年後見制度に関する市民や福祉施設事業者、関係機関・団体からの総合相談や申立支援の要請に応えるため、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などとの連携を強化し、地域福祉権利擁護事業の拡充に努めてまいります。特に、日常生活自立支援事業や本会が成年後見人となる法人後見事業には、市民の参加と協力が不可欠であり、引き続き生活支援員及び法人後見支援員の養成と登録・活用に努めてまいります。

また、本年4月から施行される生活困窮者自立支援法を踏まえ、昨年10月からモデル事業として取り組んできた自立支援センター事業は、市からの受託により本年度から本格実施に移行しますが、様々な生活課題を抱える方々の悩みや相談をしっかりと受け止め、相談者の思いに寄り添いながら、早期に自立が図れるよう支援してまいります。

特に、入り口としての総合相談から出口としての就労による自立につなげるため、無料職業紹介所である福祉人材バンクや生活福祉資金貸し付け事業との一体的な取り組みを強化してまいります。

## 3 在宅福祉事業の推進

本会は、各4箇所の訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を経営するほか、市からの受託によりデイサービスセンター1か所、地域包括支援センター3か所及びそのブランチである在宅介護支援センター1か所を運営し、それぞれ必要な人員配置を行いながら介護保険事業を運営しています。しかし近年、施設入所等によるサービス利用者の減少や民間事業所との競合、介護報酬の引き下げ等により収益性の確保が極めて困難な状況が続いています。

本会は、合併前のそれぞれの社協の取り組みを尊重し、本・支所ごとに「事業所」と「サービス」と「職員」を配置しながら介護保険事業を運営し、地域密着型のサー

ビス提供に努めてきました。しかし、その一方合併による組織のスケールメリットを生かし切れず、また、人員配置や業務の効率化、稼働率等の平準化などといった組織運営上の課題を抱えたままの経営を余儀なくされています。

こうしたなか、国において平成27年度から介護報酬をさらに平均で2.27%引き下げることに加えて、介護予防の一部を介護保険から切り離し市町村の地域支援事業に移行する方針が示されました。地域支援事業への移行には2年間の猶予期間が設けられたとはいえ、今後、社会福祉協議会として介護保険事業とどのように向き合っていくのか、早急に経営的判断を下すことが求められることとなりました。

もとより、本会が介護保険事業を実施する経営的な判断基準は「採算性」にあります。同時に本会には「地域福祉」の観点に立って、地域に必要なサービスを維持することが求められています。しかし、介護保険事業は収益事業である以上採算性を抜きに経営を存続することは不可能であり、経営が行き詰まれば地域に必要なサービスさえも守ることができなくなります。

このため、地域に必要なサービスを守るためにも、本・支所ごとに事業所を置く現行の組織体制や人員配置のあり方を早急に見直すなど、改革に向けた取り組みを加速化させ、持続可能な介護保険事業の運営確保に努めてまいります。また、当面の措置として基準を満たしている訪問介護事業所においては特定事業所加算を取得するほか、顧客満足度の高いサービスの提供を通して利用者の増加に努めてまいります。

なお、地域支援事業に移行される介護予防事業については、住民同士の助け合い活動などを受け皿とする新たな仕組みづくりが必要であり、地域福祉部門との連携を強化するなど、法人全体の取り組みとして新たな地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

#### 4 法人運営

法人の適正な運営と迅速な意思決定を図るため、適時理事会・評議員会を開催するほか、正副会長会議、支所長・課長連絡会議を開催し、効率的な事業の執行に努めてまいります。また、支所においては地域福祉推進委員会を開催し、地域の特性やニーズに応じた事業展開に取り組んでまいります。

厳しい財政運営が続く中、自主財源の確保は最重要課題であり、引き続き社協会費、寄付金、共同募金の拡大に取り組んでまいります。また、常にコスト意識をもって事務事業の見直しを図るとともに、法人経営における採算性の追求や適切な予算管理、費用対効果の検討など経営努力に努めてまいります。

さらに、内部監査として役員監事による四半期毎の監査を実施するほか、顧問弁護士や顧問税理士の指導を受けるなど、より透明性のある法人運営に努めてまいります。

公共施設の指定管理については、今年度新たに留辺蘂支所において「はあとふるプラザ」の指定管理業務を受託し、適切な管理と利用の促進に努めてまいります。

最後に、本年度は役員の改選期に当たりますが、社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進に役職員が一丸となった取り組みをとおして、地域と住民に信頼され将来にわたって持続可能な法人経営を進めてまいります。

## Ⅱ. 具体的な事業推進計画

### I. 地域福祉事業

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者、子育て世帯などが住み慣れた地域で過ごすために、地域住民やボランティアによる支え合い活動などを実施してまいります。また、地域住民へ地域福祉や障がい福祉、災害支援、福祉教育など様々な社会福祉に対する啓発や啓蒙に努めてまいります。

#### 1. 高齢者福祉事業

- (1) 老人クラブ福祉活動への支援
- (2) 高齢者団体主催事業への援助・協力（本所）
- (3) 一人暮らしの高齢者に対する安否確認、相談援助

端野	声かけ訪問	常呂	安心訪問
----	-------	----	------

- (4) 愛の訪問事業（端野支所）

- (5) ふれあいバス旅行

端野	年2回
----	-----

- (6) ふれあい郵便事業

端野	年12回	常呂	年12回
----	------	----	------

- (7) ふれあい交流事業

端野	ふれあい食事会	年2回
常呂	ふれあい食事会	年3回
留辺蘂	いきいきふれあいの集い	年23回

※留辺蘂支所は運営委員会形式で実施。

- (8) 「安心訪問」事業（常呂支所）
- (9) 安心声かけ電話サービス「おしゃべり電話」（常呂支所）
- (10) おでかけ食事会（常呂支所）
- (11) ふれあいクリスマス会（常呂支所）
- (12) 介護用品給付事業（常呂支所）
- (13) 敬老祝品事業（留辺蘂支所）

#### 2. 障がい者福祉事業

- (1) 自立を果たし、他の模範となる障がい者の表彰
- (2) ふれあい広場の開催（本所、端野・留辺蘂支所）  
※本所、留辺蘂支所は実行委員会形式による開催
- (3) 障がい者団体主催事業への援助・協力（本所、常呂支所）
- (4) 障がい児童のいる世帯支援事業（常呂支所）
- (5) 障がい者ネットワーク「常呂ささえてネット」交流会（常呂支所）
- (6) ワークサポート事業（常呂支所）

#### 3. 児童・青少年福祉事業

- (1) 児童支援団体への援助・協力
- (2) 子ども会活動への支援（本所、留辺蘂支所）

#### 4. ひとり親家庭福祉事業

- (1) 母子会活動に対する援助・協力（本所、留辺薬支所）
- (2) 児童のいるひとり親世帯支援事業（常呂支所）

#### 5. 小地域ネットワーク事業

- (1) 地域福祉活動合同推進本部の運営
  - ①地域福祉活動合同推進本部会議
  - ②地域福祉活動研修会
  - ③地域福祉活動推進アドバイザーの設置
- (2) 町内会（自治会）福祉活動の推進
  - ①いきいきふれあいサロン事業
  - ②「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」助成事業
  - ③町内会福祉活動助成事業（本所、端野・留辺薬支所）
  - ④町内会（自治会）対象の研修会
  - ⑤町内会（自治会）への福祉活動の情報提供及び支援

#### 6. 子育て支援事業

- (1) 子育てサポート事業の実施（常呂支所）
  - ①臨時的託児サービス「スキップ」事業の実施
  - ②木のおもちゃ・ベビー用品整備・貸出事業

品目	ベビーベット・ベビーバス・チャイルドシート・ベビーゲート等
----	-------------------------------

#### 7. 結婚相談事業

- (1) 結婚相談事業の推進

#### 8. 地域援助事業

- (1) 会員弔意事業

端野	弔意品（ロウソクセット）	留辺薬	供花料
----	--------------	-----	-----

#### 9. 共同募金助成事業

- (1) 歳末たすけあい見舞金の贈呈
- (2) 福祉団体等への歳末事業助成金の贈呈
- (3) 適正な配分に向けた精査・研究

#### 10. 福祉ショップ事業

- (1) みんなのふれあい福祉ショップ『テルベ』の運営

#### 11. ボランティア事業

- (1) ボランティア市民活動センターの運営
  - ①ボランティア派遣需給調整活動の推進
  - ②ボランティアアシスタント活動の推進（本所）
  - ③ボランティアアドバイザー活動の推進（本所）
  - ④ボランティア市民活動センター運営委員会の開催
  - ⑤「ボランティア連絡協議会たんの」の運営（端野支所）
    - 1. 個人登録ボランティアを含めた各ボランティア団体の交流
    - 2. 端野自治区内のボランティア活動の推進
  - ⑥ボラセンところ運営委員会の充実（常呂支所）
    - 1. 運営委員会の開催

2. 加盟ボランティア団体への支援

3. ボラセン・ところ交流会の開催

(2) ボランティア登録事業の推進

①個人・団体・災害ボランティアの登録促進

②登録説明用パンフレットの整備・活用

③ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進

(3) 市民啓発推進事業の実施

①多様な広報媒体を通じた積極的な情報提供

②ボランティアアドバイザーによるボランティアサロンの開催（本所）

③各種啓発チラシ及び文集の作成

④福祉作文・詩コンクールの実施

⑤ぺったんこフェスタの開催（常呂支所）

⑥スマイル届け隊（出張講座等）の推進

⑦情報紙の発行

本 所	個人・団体登録ボランティア情報紙「散歩道」	毎 月
	北見市ボランティア市民活動センター情報紙「スマイル」	年 4 回
	ボランティアアドバイザー情報紙	毎 月
	視覚障がい者情報紙「まど」	隔 月
端 野	ボランティア情報紙	年 4 回
常 呂	ボランティア情報紙「ぺったんこ」	毎 月
留辺蘂	社協だより地域版自、治区広報と併せた広報・啓発活動の実施	年 3 回

⑧「まごの手届け隊」活動（常呂支所）

⑨ボランティアと障がい者との交流（常呂支所）

⑩ボランティア市民活動センターパンフレットやホームページを活用した情報発信

(4) 災害ボランティアセンターの整備

①災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用

②災害ボランティアに必要な資機材の整備

③災害ボランティア研修会の開催

④市民及び災害ボランティア活動団体との協働

⑤北見市防災総合訓練への参加

(5) 養成・研修事業の推進

①各種養成・研修事業の開催

本 所・端 野 常呂・留辺蘂	ボランティア講座・研修会	年数回
	ボランティア出前講座	随 時
	ワークボランティア	年 1 回
	ヤングボランティア学習会	年数回
	ボランティア交流会	年 1 回
本 所・端 野	児童・生徒を対象とした体験学習会	年数回
本 所	ボランティアアシスタント・アドバイザー養成講座及び研修会	年数回
	車椅子・ガイドヘルプ学習会	年数回
	ボランティア団体との積極的協働と研修会	随 時

- ②ボランティアコーディネーター研修会への参加
- ③その他、各種研修会・大会への派遣・参加
  - 1. ボランティア愛ランド北海道 in 根室への参加
- (6) 調査・研究事業の実施
  - ①ボランティア派遣要請世帯に対する実態調査の実施
  - ②ボランティア派遣ニーズ調整会議の開催
  - ③ボランティアの参加拡大にかかる企業・NPOに関する調査・研究
- (7) 福祉教育推進事業
  - ①児童生徒のボランティア活動普及事業の推進
  - ②福祉教育実践モデル校事業の推進
  - ③小中高校における総合学習（福祉教育）への支援
  - ④学生ボランティア活動への支援・育成
- (8) 関係団体との連携
  - ①北見市福祉の街づくり会議への援助・協力
  - ②企業の社会貢献としてのボランティア活動への援助・協力
  - ③視覚障がい者「おしゃべりの集い」に対する支援事業の推進（毎月）（本所）
  - ④各種ボランティア団体との協働
- (9) オホーツク管内ボランティア活動との協力・連携
  - ①オホーツク圏ボランティア活動推進会議への出席
  - ②オホーツク圏市民活動ボランティアフォーラムへの参加
  - ③他市町と連携したボランティア研修会及び交流会の開催

## 1 2. 福祉人材バンク事業の推進（本所）

- (1) 啓発・広報事業の実施
  - ①報道媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載（毎月1回）
  - ②インターネットによる求人情報の提供
- (2) 養成・研修事業の実施
  - ①福祉施設見学会の開催
  - ②福祉マンパワー活用講習会及び福祉職場説明会の共催
- (3) 需給調整事業の実施
  - ①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進
  - ②求職登録者への情報の提供（毎月1回）と相談
- (4) 関係機関との連携
  - ①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携
  - ②ハローワークとの連携及び出張相談の実施
  - ③各種研修会・連絡会議への参加

## 1 3. 要援護高齢者福祉サービス等事業

- (1) 安否確認事業の実施

本所・端野	乳酸菌飲料の配達により実施（原則週3回）
常呂・留辺蘂	電話により実施（月、水、金曜日）

- (2) 介護用具貸与事業の実施

品目	電動ベット・車椅子・エアーマット
----	------------------

- (3) 緊急通報システム設置事業の実施
- (4) 除雪サービス事業の実施
- (5) 寝具乾燥サービス事業の実施
- (6) 訪問理美容事業の実施
- (7) ひとり暮らし高齢者世帯等除雪地域活動支援・普及事業（除雪機貸与）の実施

#### 14. 重度身体障がい者等移送サービス事業（本所・常呂）

- (1) リフト付バス送迎サービス事業の推進
- (2) 常呂自治区リフト付バス移送サービス事業の推進

#### 15. 常呂自治区通院バス運行业務

- (1) 常呂自治区通院バス事業の実施

#### 16. その他の事業

- (1) 第3期地域福祉実践計画の策定
- (2) 広報活動の実施

- ①社協だより（全市版・年4回）の発行
- ②社協だより（地域版）の発行

端野	年4回	常呂	年12回	留辺蘂	年3回
----	-----	----	------	-----	-----

- ③ホームページの運営
- ④社協活動紹介パンフレットの活用
- ⑤自治連発行の広報「自治連」への掲載（本所）
- ⑥必要に応じた北見市広報への寄稿対応（留辺蘂支所）

- (3) 自主財源造成事業

本所	「ふれあいの夕べ」
常呂	「ふれあいパーティー」

※実行委員会形式による開催

- (4) 共同募金事業への積極的な協力
- (5) 福祉団体実施事業に対する援助協力
- (6) 福祉団体事務への協力（端野・常呂・留辺蘂支所）
- (7) 北見市自治会連絡協議会活動との連携・協力
- (8) 備品貸出事業

本所	車椅子・行事用テント・プロジェクター・スクリーン・高齢者疑似体験セット・視聴覚教材（ビデオ・DVD・図書）等
端野	電動ベッド・車椅子・歩行器・手すり・エアマット等 （介護保険非該当者）
常呂	電動ベッド・車椅子・歩行器・ポータブルトイレ・シャワーキャリー等 （介護保険非該当者）・行事用テント
留辺蘂	車椅子（介護保険非該当者）・行事用テント

- (9) 各種大会・研修会などへの参加
- (10) 在宅介護者訪問事業（常呂支所）
- (11) 「みんなの広場」事業（常呂支所）

## II. 生活支援事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、個人の尊厳と権利を擁護しながら、利用者に寄り添った相談や自立に向けた支援に努めてまいります。

### 1. 相談事業

(1) 心配ごと相談事業の実施

### 2. 応急援護資金貸付事業

(1) 応急援護資金の貸付

### 3. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金の受付

北海道社会福祉協議会が実施している「総合支援資金・福祉資金（福祉費・緊急小口資金）・教育支援資金・不動産担保型生活資金・臨時特例つなぎ資金」の各種貸付資金の窓口（受付・償還）業務。

(2) 特別生活資金の受付

### 4. 自立支援センター事業

(1) 生活困窮にかかる総合相談事業

(2) 生活困窮からの自立支援事業

(3) 訪問支援事業

(4) 関係機関とのネットワークによる支援調整会議の運営

### 5. 法人後見事業

(1) 法人後見業務の受任

(2) 法人後見支援員の養成と登録活用

### 6. 成年後見支援センター事業

(1) 成年後見制度に係る相談・支援

(2) 成年後見制度の普及・啓発

(3) 市民後見人の養成と活動支援

(4) 市長申立に係る手続き支援

(5) 運営委員会・審査検討会の開催

### 7. 日常生活自立支援事業

(1) 福祉サービス利用援助

(2) 日常的な金銭管理

(3) 書類等の預かりサービス

(4) 生活支援員の養成と登録活用

## III. 在宅福祉事業

介護保険法の改正及び介護報酬の改定を契機として、収益性の確保が図られるよう事業所や職員配置の見直しを行うとともに、特定事業所加算を取得するなど経営改善の取り組みを加速化させ、地域に必要なサービスの維持に努めてまいります。

### 1. ホームヘルプサービス事業所（介護保険事業他）

(1) 介護保険法における訪問介護事業の実施と特定事業所加算の取得

(2) 高齢者の生活管理指導員派遣事業（自立者支援）の実施

(3) 子育て支援世帯の養育支援訪問事業の実施

(4) 通院等乗降介助等の福祉有償運送事業の実施

- (5) 公的制度に該当しない自己負担等による訪問介護事業の実施
- (6) 現任ヘルパーの資質向上を目的とした研修計画の実施及び参加
- (7) 関係機関・事業所等との連携
- (8) 事業所の自己評価の実施
- (9) 事業所の介護サービス情報の公表
- (10) カードプレゼント事業（端野・常呂支所）

## 2. ホームヘルプサービス事業所（障がい者総合支援事業）

- (1) 障害者総合支援法における訪問介護事業の実施
- (2) 障がい者の地域生活援助事業（移動支援）の実施
- (3) 北見市障がい者支援ネットワーク会議への参加

## 3. 居宅介護支援事業

- (1) 居宅サービス計画の作成及びサービスの利用管理
- (2) サービス利用関係者によるケアカンファレンスの実施及び参加
- (3) サービス利用にかかるモニタリングの実施
- (4) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務の実施
- (5) 居宅生活にかかる相談・情報提供
- (6) 介護保険の要介護認定調査の実施
- (7) 福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (8) 予防給付ケアマネジメント業務の実施（地域包括支援センターから受託）
- (9) 地域包括支援センター並びに関係機関・施設及びサービス事業所等との連携
- (10) 現任ケアマネジャーの資質向上を目的とした研修計画の実施及び参加
- (11) 事業所の自己評価の実施
- (12) 事業所の介護サービス情報の公表

## 4. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

- (1) 入居者からの生活相談の対応
- (2) 訪問及び電話による安否確認の実施（朝・夕）
- (3) 生活困難時における一時的な家事援助の実施
- (4) 緊急時における連絡体制の整備と緊急対応の実施
- (5) 関係機関やサービス事業所との連携及び調整（随時）
- (6) 地域とのコミュニティーづくりを目的とする団らん室の活用
- (7) 入居者に対する各種講座や交流会の開催
- (8) 高齢者生活相談所の管理
- (9) 緊急システム作動時の玄関ドアチェーンロックの開錠施錠の定期点検の実施
- (10) 関係機関・サービス事業所等との連携

## 5. 地域包括支援センター事業

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
  - ①基本チェックリストによる二次予防高齢者の把握
  - ②介護予防事業活用状況確認と効果の評価
  - ③状態の維持及び改善にかかる支援
  - ④指定介護予防支援事業の推進
  - ⑤介護保険の要介護認定調査の実施

(2) 総合相談・支援事業の推進

- ①総合相談の実施及び支援
- ②地域資源を活用したネットワークの構築
- ③地域住民等に対する啓発活動の推進
- ④スーパービジョン体制確立研修事業の実施
- ⑤担当地域内に居住する高齢者に対する支援体制の構築
- ⑥地域の高齢者実態把握調査の実施
- ⑦保健・福祉サービスにかかる各種申請の受付及び代行
- ⑧福祉サービスにかかる利用計画書の作成

(3) 権利擁護事業の推進

- ①相談の実施及び支援
- ②高齢者の虐待予防・早期発見及び成年後見人等権利擁護の啓発
- ③地域見守り・支援体制による予防並びに早期発見と支援
- ④消費者被害防止にかかる必要情報の収集と提供

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進

- ①地域包括ケアシステムの構築にかかる地域ケア会議の開催
- ②包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築における関係機関との連携
- ③介護支援専門員の課題等に対するアドバイス並びに具体的支援

(5) 地域住民に対する家族介護教室の実施

- ①介護予防教室の実施
- ②家族介護教室の実施
- ③認知症サポーター養成講座の実施
- ④介護や福祉等の教室・講座の実施

(6) 職員の資質向上を目的とした研修計画の実施及び参加

(7) グループホーム、小規模多機能ホーム等地域密着型運営推進会議への参加

(8) 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）にかかる広報活動

(9) その他、関係機関・団体・サービス事業所等との連携

## 6. 端野地区在宅介護支援センター事業

- (1) 地域の高齢者実態把握活動の推進
- (2) 在宅介護ニーズ等の調査・評価の実施
- (3) 保健・福祉サービス利用にかかる各種申請の受付及び代行支援
- (4) 在宅介護相談にかかる関係情報並びに介護技術の提供
- (5) 介護機器・用品の展示及び関係情報の収集・提供
- (6) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (7) 広報活動の実施
- (8) 地域包括支援センター並びに関係機関・施設及びサービス事業所等との連携

## 7. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 介護保険法における通所介護事業の実施
- (2) 障害者総合支援法における基準該当生活介護事業の実施
- (3) 障がい者日中一時支援事業の実施
- (4) 通所型介護予防事業（地域参加型）の実施
- (5) 効率的で質の高いサービス提供の充実

- (6) 給食業務の外部委託の実施
- (7) 職員の資質向上を目的とした研修への参加
- (8) 関係機関・他事業所等との連携
- (9) デイサービスセンター事業にかかる広報活動の実施
- (10) ボランティアの積極的な受入れ
- (11) 事業所の自己評価の実施と介護サービス情報の公表

#### IV. 法人運営事業

適正な法人運営を図るため適時理事会・評議員会の開催と、正副会長会議、支所長・課長会議を開催します。また、厳しい経済・社会情勢が続く中、会費・寄付金など受取材源の拡大を図るとともに、適切な予算管理、経費の節減に努めてまいります。

##### 1. 社会福祉法人の適正な運営

- (1) 理事会及び評議員会の適時開催
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 定例監査の実施
- (4) 顧問弁護士、顧問税理士の設置
- (5) 地域福祉推進委員会の開催（端野・常呂・留辺薬支所）
- (6) 支所長・課長連絡会議の開催
- (7) 北見市との連携
- (8) 役職員向け自主研修会の実施と各種研修会等への参加
- (9) 職員の健康管理及び職場環境の点検に係る産業医による定期巡視の実施
- (10) 社協合併10年記念事業の計画・実施

##### 2. 財政強化の推進

- (1) 社協会費（普通会员・賛助会員）の拡大促進
- (2) 経費の節減と自主財源の増強
- (3) 補助金・委託料の効率的な執行
- (4) 経営課題に即した組織・人員体制づくり

##### 3. 福祉現場実習生の受け入れ

- (1) 各学校からのインターンシップの受入れ

##### 4. 総合福祉会館管理経営事業

- (1) 北見市総合福祉会館の管理経営
- (2) 高齢者趣味の教室事業の実施
  - ①講座名：籐工芸教室、陶芸教室、絵画教室、書道教室、囲碁教室

##### 5. 障がい者社会参加促進事業

- (1) 講座名：民謡教室、ソーイング教室、水泳教室、詩吟教室、革工芸教室、歌謡教室、絵手紙教室、料理教室、ダンス教室、視覚障害者パソコン教室

##### 6. コミュニケーション支援事業

- (1) 講座名：点訳講座、朗読講座

##### 7. 老人いこいの家管理経営事業（常呂支所）

- (1) 老人いこいの家の管理経営

##### 8. はあとふるプラザの管理経営事業（留辺薬支所）

- (1) はあとふるプラザの管理経営